

( 報告事項 )

## 指定漁業の許可及び起業の認可の状況について

平成 2 6 年 1 1 月

水産庁

指定漁業の許可期間及び許認可隻数

番号	漁業種類	許可期間等		許 認 可 隻 数						増減	
		許可満了日	期間	平成 2 5 年			平成 2 6 年				
		平成年月日	年	許可	認可	計	許可	認可	計		
1	沖合底びき網漁業	29.7.31	5	316	45	361	302	45	347	14	
2	以西底びき網漁業	29.7.31	5	10	2	12	8	2	10	2	
3	遠洋底びき網漁業	29.7.31	5	10	26	36	10	2	12	24	
4	大中型まき網漁業	29.7.31	5	118	25	143	115	17	132	11	
5	遠洋かつお・まぐろ漁業	29.7.31	5	308	39	347	286	40	326	21	
6	近海かつお・まぐろ漁業	29.7.31	5	343	20	363	338	15	353	10	
7	北太平洋さんま漁業	29.7.31	5	166	14	180	157	19	176	4	
8	日本海べにずわいがに漁業	29.7.31	5	12	0	12	12	0	12	0	
9	いか釣り漁業	29.7.31	5	116	8	124	102	9	111	13	
10	小型捕鯨業	27.3.31	2	5	4	9	5	4	9	0	
11	中型さけ・ます 流し網漁業	(日本海)	30.3.19	5	3	0	3	3	0	3	0
		(太平洋)	30.3.19	5	34	8	42	36	3	39	3
許 認 可 隻 数 合 計				1,441	191	1,632	1,374	156	1,530	102	

注：1)平成26年許認可隻数は、平成26年10月1日現在の許認可隻数である。

2)平成25年許認可隻数は、平成25年に水産政策審議会に報告された数値（平成25年10月1日現在）である。

3)中型さけ・ます流し網漁業（太平洋）の操業区域は、ロシアの200海里水域のみである。

(指定漁業のトン数階層別許認可隻数)

番号	漁業種類		トン数階層		許認可隻数			
			旧トン	新トン	25年	26年		
1	沖合底びき網漁業		以上 未満 15 ~ 30	以上 未満 15 ~ 41	131	131		
			15 ~ 50	15 ~ 76	90	82		
			15 ~ 65	15 ~ 96	72	71		
			15 ~ 85	15 ~ 126	68	63		
			計		361	347		
2	以西底びき網漁業		15 ~ 150	15 ~ 185	12	10		
			計		12	10		
3	遠洋底びき網漁業		15 ~		36	12		
			計		36	12		
4	大中型まき網漁業		15 ~ 30	15 ~ 37	2	2		
			15 ~ 40	15 ~ 48	2	2		
			40 ~ 60	48 ~ 81	30	30		
			40 ~ 100	48 ~ 136	38	26		
				48 ~ 500	8	9		
			200 ~ 500	200 ~ 351	31	29		
			200 ~ 1,000	200 ~ 761	14	16		
			小計		125	114		
			2そうまき		15 ~ 30	15 ~ 37	18	18
					小計		18	18
計		143	132					

番号	漁業種類		トン数階層			許認可隻数	
			旧トン		新トン	25年	26年
5	遠洋かつお・まぐろ漁業	浮きはえ縄	以上 未満		以上 未満		
			80~120		120~200	26	23
			80~180		120~260	6	5
			80~240		120~320	10	9
			80~300		120~380	65	56
			80~360		120~440	144	139
			80~420		120~500	42	42
			80~500		120~580	6	6
		80~580		120~660	2	2	
		小計			301	282	
		釣り	80~180		120~180	15	15
			80~240		120~240	2	2
			80~300		120~300	1	1
			80~360		120~360	1	1
80~420			120~420	3	1		
80~500			120~500	18	16		
80~580			120~580	0	1		
80~660		120~660	6	7			
小計			46	44			
計			347	326			
6	近海かつお・まぐろ漁業	小型	10~20	10~20	浮きはえ縄 浮きはえ縄及び釣り	259 1	252 1
			小計			260	253
		近海	10~60	10~120	浮きはえ縄 釣り 浮きはえ縄及び釣り	52 49 2	52 47 1
			小計			103	100
		計			363	353	

番号	漁業種類		トン数階層		許認可隻数	
			旧トン	新トン	25年	26年
7	北太平洋さんま漁業		10～200		180	176
			計		180	176
8	日本海べにずわいがに漁業		～200		12	12
			計		12	12
9	いか釣り漁業		30～		124	111
			計		124	111
10	小型捕鯨業		～48	～40	9	9
			計		9	9
11	中型さけ・ます 流し網漁業	日本海	以上 未満 30～153	以上 未満 30～185	3	3
		太平洋 (ロシア200 海里水域内を 操業区域とす るもの)	30～153	30～185	42	39
		計		45	42	

(参考)

指定漁業の漁獲量

(単位：千トン)

番号	漁業種類	平成24年	平成25年	対前年差
1	沖合底びき網漁業	308	295	13
2	以西底びき網漁業	5	4	1
3	大中型まき網漁業 (うち太平洋中央海区 及びインド洋海区)	812 (221)	811 (184)	1 (37)
4	遠洋かつお・まぐろ漁業(かつお)	63	67	4
	" (まぐろ)	108	99	9
5	近海かつお・まぐろ漁業(かつお)	36	40	4
	" (まぐろ)	47	42	5
6	* 北太平洋さんま漁業	218	148	71
7	* 日本海べにずわいがに漁業	9	10	1
8	いか釣り漁業	41	36	5
9	遠洋底びき網漁業	52	30	22
10	* 小型捕鯨業	87頭	73頭	14頭
11	* 中型さけ・ます流し網漁業	4	2	2
指定漁業による漁獲量の合計		1,703	1,584	119
海面漁業による漁獲量の合計		3,758	3,727	31

注：1) 数値について、\*は水産庁調べ。それ以外は農林水産省大臣官房統計部調べ。

2) 指定漁業による漁獲量及び海面漁業による漁獲量の合計は小型捕鯨業を含まないものである。

3) 表示単位未満の端数は、四捨五入したため合計と内訳とは必ずしも一致しない。